

第 4 期富山県医療費適正化計画（改定案）に係る意見募集について

富山県では、高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条に基づき、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を図るため、令和 5 年度に策定した「第 4 期富山県医療費適正化計画」について、後発医薬品の使用促進に係る新たな政府目標に対応するための改定に取り組んでおり、このたび、改定案を取りまとめましたので、県民の皆さんのご意見を募集します。

1 意見を募集する案件名

第 4 期富山県医療費適正化計画（改定案）について

2 資料の入手方法及び閲覧方法

- (1) 富山県のホームページ（厚生部厚生企画課ホームページ）
<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/iryuu/kj0006775.html>
- (2) 閲覧・配布場所
県庁（県民サロン、情報公開窓口、厚生企画課医療保険係）、
各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

3 募集期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）
（郵送の場合は、 月 日（ ）の消印まで有効）

4 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送
〒930-8501（住所記載不要）
富山県厚生部厚生企画課医療保険係 あて
- (2) ファクシミリ
FAX 076-444-4440
- (3) 県ホームページ
<http://www.pref.toyama.jp/pubcomme-form.html>

5 意見提出時の留意事項

- (1) 提出様式は任意ですが、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人の場合は法人名、所在地、電話番号を必ず記載してください（記載された個人情報、この意見募集に係る利用目的以外には使用しません）。
- (2) 電話等による口頭での意見提出は、受け付けませんのでご了承ください。

6 意見の取扱い

- (1) 提出いただいたご意見につきましては、計画作成上の参考とさせていただきます。
- (2) ご意見の概要及びこれらに対する県の考え方等については、後日、県ホームページで公表します。なお、類似のご意見についてはまとめて公表することがあります。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

7 お問い合わせ先

富山県厚生部厚生企画課医療保険係
〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
TEL 076-444-3216

※お問合せは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間（但し土曜日、日曜日、国民の祝日を除きます）にお願いします。

第4期富山県医療費適正化計画（改定案）への意見

ふりがな	
氏名 (企業・団体名)	
住所	
連絡先	電話番号： FAX 番号： E-mail：
職業	※差し支えなければ記載願います。

※いただきましたご意見の内容について確認させていただく場合がありますので、ご記入をお願いします。

ページ数・行数	ご意見

※上記の項目が記載されているものであれば、この様式以外での提出でも構いません。

【募集期間】令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）（消印有効）

【提出先】〒930-8501(住所記載不要)

富山県厚生部厚生企画課医療保険係 あて

FAX：076-444-4440